7　平成二十六年度において、退職被保険者等所属市町村について、前項に規定する国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定を適用する場合においては、同項の規定を準用する。この場合において、同項の表中「附則第九条第六項」とあるのは、「附則第九条第七項において準用する同条第六項」と読み替えるものとする。

附則第二十六条及び第二十七条中「平成二十三年度まで」を「平成二十六年度まで」に改める。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直人**

---

平成二十三年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十日

内閣総理大臣　菅　**直人**

**政令第五十七号**

## 政令

平成二十三年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第二項第二号及び第四項並びに第三十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（調整対象給付費見込額に係る率）

**第一条**　平成二十三年度における高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第二項第二号の政令で定める率は、百分の百四十三とする。

（前期高齢者加入率の下限割合）

**第二条**　平成二十三年度における法第三十四条第四項の政令で定める割合は、百分の一とする。

（負担調整基準率）

**第三条**　平成二十三年度における法第三十八条第四項の政令で定める率は、百分の四十六とする。

**附　則**

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直人**

# 府　令

**○内閣府令第八号**

国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十三条第一項第三号の規定を実施するため、国家公務員体育センターの管理運営等に関する内閣府令を廃止する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

内閣総理大臣　菅　**直人**

## 国家公務員体育センターの管理運営等に関する内閣府令を廃止する内閣府令

国家公務員体育センターの管理運営等に関する内閣府令（昭和五十年総理府令第六十五号）は、廃止する。

**附　則**

この府令は、平成二十三年三月三十一日から施行する。

# 省　令

**○総務省令第二十三号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百四十八号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四十三条の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

総務大臣　片山　善博

## 地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条の六第六項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条の五」を「同条第六項」に改め、同項第一号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の下に「（昭和四十六年政令第三百号）」を加え、同条第七項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条の三において準用する同令第五条の五」を「同条第三項において準用する同法第九条の八第六項」に改める。

附則第六条第十四項及び第十五項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条の五」を「同条第六項」に改め、同条第十六項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条の三において準用する同令第五条の五」を「同条第三項において準用する同法第九条の八第六項」に改める。